

未来を担う若者と、未来を創る企業へ

佐世保市

奨学金等

返還補助金制度

企業の代理返還額の1/2を
佐世保市が負担
(社員1人あたり 上限15万円/年)

社員1人あたり
最長10年間
最大合計150万円を補助

社員の奨学金の代理返還を行う企業へ補助金を交付します

- point -

1 「若手人材」へのアプローチ

2 「人材の定着」で離職率低減

3 企業等の「イメージ向上」

4 税制上のメリット



法人税など

代理返還は、給与として損金算入でき、また、「賃上げ促進税制」の対象となることから、一定の要件を満たす場合には、法人税等の税額控除の適用を受けることができます。

社会保険料

代理返還による返還金は、原則として報酬に含めないため、社会保険料を減らせる可能性があります。

従業員の所得税

企業等が直接、日本学生支援機構に送金することで、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

詳しくは、日本学生支援機構ホームページをご覧ください ▶▶▶ <https://dairihenkan.Jasso.go.jp>



例) 社員Aさんの奨学金
返還額30万円/年の
全額(30万円/年)を
代理返還しているZ社の場合



佐世保市



市負担
15万円/年

代理返還額の
1/2を補助

社員A



返還額
30万円/年

社員B 負担
0円/年

代理返還企業
Z社



A社 負担
15万円/年
市負担
15万円/年

合計
30
万円/年

社員Bの
代理返還



日本学生支援機構
※その他機構の奨学金は対象外

※企業の代理返還額は全額でなくても企業により設定が可能です

資格選定申請期間

令和7年8月1日～

令和7年11月30日(日) 消印有効

本制度の要件、申請方法等
詳しい内容については裏面へ

以下の要件の**すべて**に該当する企業が対象となります。

- ☐ 佐世保市内に本・支店、事業所等を有する企業で代理返還の実績がある。
- ☐ 代理返還の対象である社員が佐世保市に居住し、正規雇用者として市内で勤務している。
- ☐ 日本学生支援機構が社員へ発行する奨学金返還証明書で代理返還額の証明ができる。
- ☐ 市税を納付済である。

申 請 手 順

令和7年
8月1日(金)～
11月30日(日)
消印有効

Step 1 資格選定申請 (メール申請推奨)

- 初めて申請をする従業員を有する企業は、資格選定を受ける必要があります。
- 資格選定を受けた従業員は、次年度以降の資格選定申請は不要となります。

≪ 提出書類 ≫

- ア) 交付申請資格選定申請書(様式第1号)
- イ) 代理返還内訳書
- ウ) 資格申請チェックシート
- エ) 日本学生支援機構が発行する代理返還支援対象者の奨学金返還証明書
- オ) 佐世保市内に事業所等が所在することを証するもの
(法人の場合は履歴事項全部証明書又は所在証明書の写しなど、
個人事業主の場合は住民票などの本人確認書類の写し)

令和7年 12月初旬

Step 2 資格選定

- 審査後、佐世保市から交付申請資格選定通知書を送付します。

Step 3 交付申請 (PDFファイルにてメール申請可)

- 資格選定を受けた企業と従業員のみ交付申請を行うことができます。
- 次年度以降の申請は、交付申請の手順からとなります。

≪ 提出書類 ≫

- ア) 交付申請書兼請求書(様式第4号の2)
- イ) 誓約書(様式第5号の2)
- ウ) 就労証明書(様式第6号の3) ※令和8年1月10日以降発行のもの
- エ) 代理返還内訳書
- オ) 日本学生支援機構が発行する代理返還支援対象者の令和7年1月から12月までの奨学金返還額証明書
- カ) 代理返還支援対象者の住民票 ※令和8年1月10日以降発行のもの
(佐世保市に住み始めた日及び申請時点での住所が確認できるもの)
- キ) 事業所の佐世保市税の滞納がない証明書 ※令和8年1月10日以降発行のもの

令和8年
1月10日(土)～
2月15日(日)
消印有効

Step 4 交付決定

- 審査後、佐世保市から交付決定通知書を送付します。

令和8年 3月

Step 5 交付

- 交付申請書兼請求書にご記入いただいた振込先に支払いを行います。

令和8年 3～4月

お 問 合 せ

西九州させぼ移住サポートプラザ

〈開館時間〉平日8:30～17:15 〈閉館日〉土・日・祝・年末年始

〒857-0855 長崎県佐世保市新港町8-1
新みなとターミナル1階

TEL 0956-25-9251

Mail uji-turn@city.sasebo.lg.jp

HP 事前申請書等のダウンロードもこちらからできます ▶▶▶

